

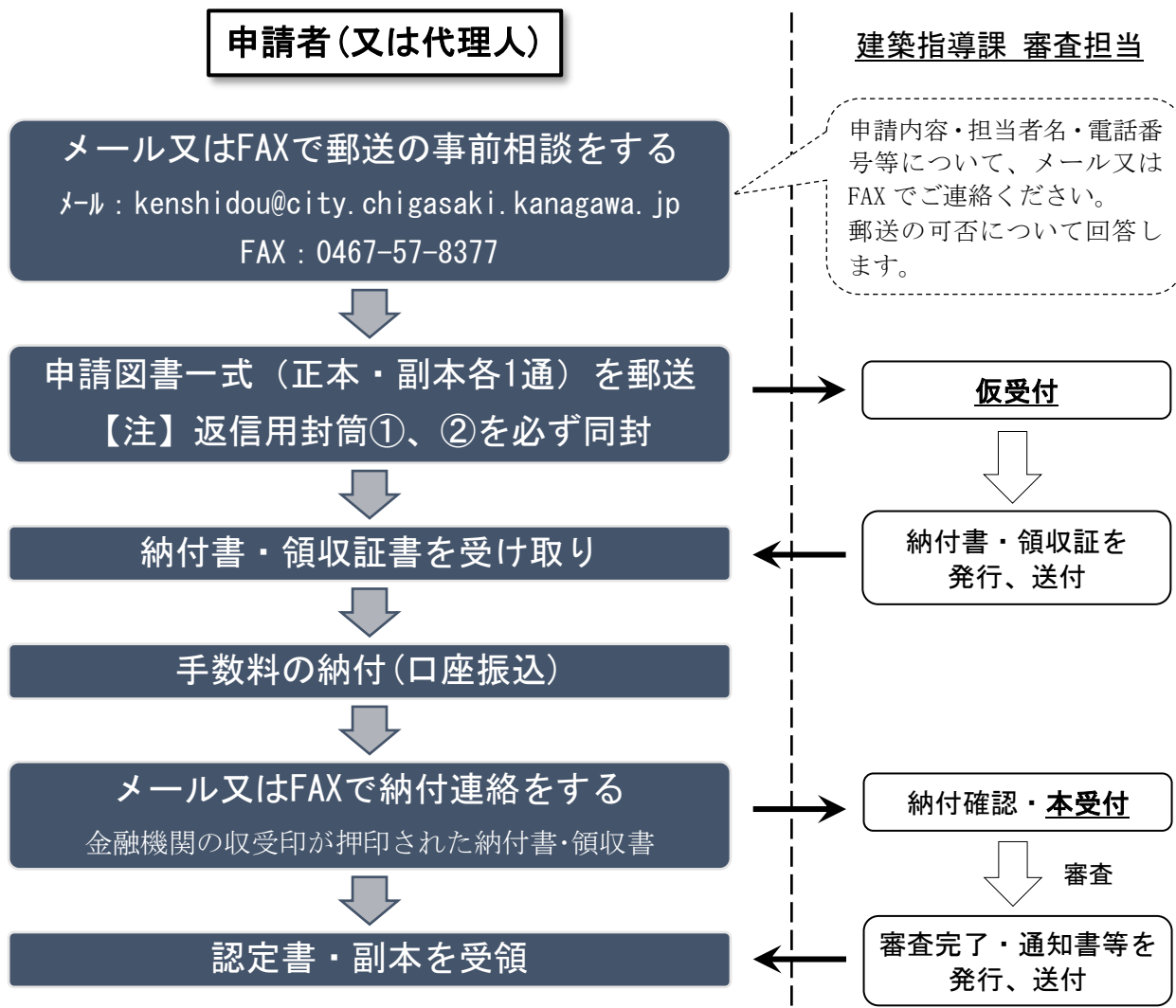
長期優良住宅認定申請等の郵送による手続きについて

茅ヶ崎市都市部建築指導課

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による手続きへのご協力をお願いします。この取り扱いは、緊急事態措置を実施する期間を含む当面の間実施します。

■手続きの流れ

「申請書一式の郵送」から「認定書の受領」までの期間は、概ね3週間を予定してください。
(書類の不備等の不測の事態により、上記期間が延びることがありますのでご了承ください。)



<※裏面の「■郵送の注意点」も必ずご覧ください>

■郵送の注意点

1. 申請書等は正本及び副本各 1 通を送付してください。また信書を送ることができ、かつ配達記録が残る方法で郵送してください。
(例：レターパックプラスなど)
2. 封筒の宛先は「茅ヶ崎市 都市部 建築指導課」とし、封筒の表には「長期優良住宅認定申請書在中」など書類名を明記してください。
3. 以下の書類を返信するための返信用封筒①、②をそれぞれ同封してください。なお、返信用封筒①は副本や通知書(A4)を折らずに入る大きさのもの、返信用封筒②は長形3号(120ミリ×235ミリ)と同等の大きさものとし、かつ①②共に配達にかかる費用分の切手を貼付してください。(返信用封筒①については許容サイズ内であればレターパックプラスも可能です)
 - ①本市で発行する通知書及び副本
 - ②申請手数料を記載した納付書
4. 上記の返信用封筒にはあらかじめ宛先(申請者の住所・会社名・氏名。委任状が添付されている場合は、代理人の住所・会社名・氏名。)を記載してください。また、信書を送ることができるものとしてください。
5. 申請に関して対応が可能な連絡先(担当者名、電話番号、メールアドレス等)を必ず明記してください。
6. 郵送等にかかる費用はすべて申請者の負担となります。申請書等に不備があり、本市から返送する場合も申請者の負担となりますのでご了承ください。
7. 窓口受付に比べて手続きに日数を要します。ご注意ください。なお、工事着手前など申請等の期限が定められている場合は、「本受付」をした日が基準日となります。
8. 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。

■郵送・問い合わせ先

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市 都市部 建築指導課

電話：0467-82-1111 [内線 2322 (建築指導課 審査担当)]

FAX：0467-57-8377

メール：kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp